

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 精神科医師を有しており、希望者に対する面接指導が可能であること。
- (7) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合わせ先

上記1に同じ。

- (2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所にて交付するほか、札幌市公式ホームページから入手可能とする。

- (3) 入札参加資格の審査方法

事前審査とし、7月20日（水）16時までに、入札参加資格を証明する書面等を提出し、担当者の確認を受けることとする。

- (4) 入札書の受領期限

入札書は、所定の様式にて作成し、全員送付または持参によること。
※ 送付または持参の期限 7月20日（水）16時（送付の場合は必着の日を以て。）

※ 送付先または持参先 上記1に同じ

- (5) 開札の日時及び場所

令和4年7月21日（木）14時30分
札幌市教育委員会教職員課
（札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル4階）

- (6) 開札

入札終了後ただちに上記(4)の場所にて行う。

- (7) 入札書の提出方法

全員送付または持参によること。

※ 送付または持参の期限

令和4年7月20日（水）16時（送付の場合は必着のこと。）

※ 送付先または持参先

上記1に同じ

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を落札決定の日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止措置等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2名以上であるときは、当該入札者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係ない職員がくじを引くものとする。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

